

平成 29 年 12 月
防 衛 省

自衛隊法施行規則の一部改正について

自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 65 条の 11、第 65 条の 13 及び別記様式の改正は、自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 320 号）により追加された再就職の届出事項及び公表事項を追加等するものです。

今回の改正は、自衛隊法施行令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

TEL：03-3268-3111（内線 23583）